

## 奈良市公告第18号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年2月25日

奈良市長 仲川 元庸

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム導入支援業務
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項に該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度奈良市入札参加資格を有すること。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者は除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 複数の消防本部（管轄人口30万人以上）が共同で整備する高機能消防指令センター（消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく補助対象事業である高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型以上の基準を満たす施設）の導入支援業務の受託実績を有する者であること。

### 3 仕様書等を示す日時及び場所

令和8年2月25日から、本市ホームページにおいて公表します。

### 4 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問期間  
公告日から令和8年3月3日 午後5時まで
- (2) 提出方法  
質問書（様式3）に必要事項を記入し、電子メールに添付して送信してください。なお、電子メールの件名は、「仕様書等に関する質問（事業者名）」としてください。
- (3) 送付先電子メールアドレス  
shoubou-shirei@city.nara.lg.jp
- (4) 回答方法  
令和8年3月9日 午後5時までに電子メールで質問者全てに送付します。

ただし、適切でないと判断される質問等については、回答しない場合もあります。

## 5 開札の場所及び日時

### (1) 日時

令和8年3月18日 午後2時

### (2) 場所

奈良市消防局第2庁舎（旧 奈良市防災センター）3階 災害対策作戦室

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

## 7 入札参加申請

### (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）及び複数の消防本部（管轄人口30万人以上）が共同で整備する高機能消防指令センター（消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく補助対象事業である高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型以上の基準を満たす施設）の導入支援業務の受託実績が確認できる書類（契約書等の写し）

### (2) 入札参加申請方法

令和8年2月25日から令和8年3月10日までに持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は、奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いて上記の提出期間内必着とします。

提出先：

〒630-8145

奈良県奈良市八条五丁目404番地の1

奈良市消防局 指令課

### (3) 入札参加者の決定通知

令和8年3月12日までに入札参加申請者に通知します。通知は、一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに送信します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

## 8 入札に関する事項

### (1) 入札方法 持参入札とします。

入札書（様式4）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

### (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が

同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

#### 9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 10 その他

- (1) 郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- (2) 本案件は、令和9年度までの継続契約であり、各年度の支払額等については、契約時に別途協議し定めることとします。
- (3) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (4) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しません。

#### 11 入札に関する問い合わせ先

奈良市消防局指令課 情報管理担当

住所：奈良県奈良市八条五丁目404番地の1

電話：0742-35-0119

電子メール：shoubou-shirei@city.nara.lg.jp